

防府市DV対策庁内連携会議設置要綱

平成24年12月27日制定

(目的及び設置)

第1条 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の防止並びにDVを受けた被害者（以下「被害者」という。）への支援について、庁内関係部署の連携を強化し、適切な対応を図るため、防府市DV対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) DV対策に関する庁内関係部署の連携及び協力に関すること。
- (2) DVの防止及び被害者の保護に係る情報の共有化に関すること。
- (3) DVの防止及び被害者の保護のための広報啓発活動に関すること。
- (4) 被害者に対する具体的な支援に関すること。
- (5) その他DV対策に関して必要なこと。

(組織)

第3条 連携会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる当該関係部署の長又は当該関係部署の長が指名する職員をもって充てる。
- 4 会長は、連携会議を代表し、連携会議の会務を総理する。
- 5 会長に事故あるときは、社会福祉課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連携会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課税課	収納課	市民課	保険年金課	障害福祉課	高齢福祉課
こども家庭課	子育て支援課	社会福祉課	健康増進課	建築課	
選挙管理委員会事務局	学校教育課	上下水道局財務課			
農業委員会事務局					